

Atsuta
Aquarelle Exhibition

北の海 厚田アクアレー

第1回 水彩画展

7月22日(日)～8月5日(日) 10:00～17:00

厚田スポーツセンター(厚田区厚田106-17)

夕日の丘
観光案内所向かい
国道沿いの
“のぼり”が
目印です!

「アクアレー」とは、
フランス語でいう
「水彩画」のことです

厚田は、絵を愛する人たちが
訪れ、多くの芸術家が暮らす、
魅力ある場所。

そんな厚田の風景を、誰もが
子どものころに描いたことのある
技法「水彩画」でPRできな
いだろうか。厚田で水彩画展を
開催することはできないだろう
か。展覧会の開催を通して、地
域住民が優れた芸術・文化に触
れ、豊かな人間性を育むことで、
新たな「気づき・発見」を生み、
今後の地域づくりのヒントに結
びつかないだろうか――。

こんな夢を抱いて平成22年12
月、「厚田アクアレー実行委員
会」が発足し、夢の実現に向け
た取り組みがスタートしました。
実行委員は8人。公募規定を
まとめ上げ、応募受け付けから
作品の受け取り、審査会まで行
いました。そんな地域住民と市の
協働から生まれた水彩画展に皆
さんも足を運んでみませんか?

実行委員の
メッセージ

「市民の皆さん、この機会に
ぜひ素晴らしい作品の数々
を鑑賞・堪能してみたいか
がでしうか?
皆さんのご来場を心よりお
待ちしています!」

○ 水彩画展

■ 内 容 作品は7月22日～8月5日までの15日間、大賞(1点)・優秀賞(2点)・佳作(6点)・入選(17点)の計26点が
展示されます。期間中7月31日までに入場された方には、その中から好きな作品を1点選んでいただき、
「あなたが選ぶ特別賞(賞金5万円)」を決定し、8月1日に発表します。

■ 入場料 高校生以上 300円(中学生以下は無料)

■ 問合せ 厚田アクアレー実行委員会 事務局(厚田支所 地域振興課内) ☎ 78-2012



お 得 情 報

水彩画展開催中、区内指定施設を利用すると入場が無料になる
「優待券」(300円につき1枚)がもらえます。ぜひご利用ください。

優待券取り扱い施設

- ① あいロード夕日の丘観光案内所売店
- ② 厚田公園キャンプ場
- ③ みなくるパークゴルフ場



△厚田市街地入り口の国道231号沿いに掲げられ
た水彩画展告知の看板(あつたの森支援の会「や
まどり」制作協力)。



△応募総数は157点。道内外120人の方から申し
込みを受け付けました。写真は、地域ボランティ
アスタッフ協力による審査会の様子。

国保 NEWS

後期
高齢者
制度

あなたの保険料額を お知らせします

「平成24年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を7月中旬に発送します。

通知書は75歳以上の方と一定の障がいのある65歳以上の方に対して送付します。なお、本年7月以降に75歳になる方には、保険証を誕生日の前月末日までに送付します（保険料は、誕生日の属する月からかかり、保険料額決定通知書は誕生日の翌月に送付します）。

保険料の納付方法

保険料の納付方法は、原則として特別徴収（年金からの差し引き）です。ただし、次の場合に当てはまる方は、普通徴収（納付書や口座振替）となります。

- ・年金の受給額が年間18万円未満の方
- ・介護保険料（年額）と後期高齢者医療保険料（年額）の合計が年金受給額の2分の1を超える方等

年度の途中で75歳になられた方や転入した方、保険料の変更になった方は、特別徴収が開始されるまでの間は普通徴収です。

普通徴収には、納付書で納める方法と、口座振替で納める方法があります。納付書で納める方には、保険料額決定通知書と一緒に納付書を送付します。口座振替については、申込方法など通知書に同封の案内書をご覧ください。

保険料の納付方法の変更

特別徴収（年金からの差

し引き）の方も、普通徴収（口座振替）に変更することが出来ます。納付方法の変更を希望される場合は、担当までお問い合わせください。

注意! すでにほかの税金等（国民健康保険・介護保険料）を口座振替にしている方も、新たに手続きが必要ですよ。

保険料の軽減措置

保険料の軽減については、加入者が手続する必要はありません。

【均等割の軽減について】

・軽減については被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。

・被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象になります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減前の金額	軽減の割合	軽減後の金額（年額）
33万円かつ被保険者全員が所得0円 ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	47,709円	9割	4,770円
33万円		8.5割	7,156円
33万円+(245,000円× 世帯主以外の被保険者数) ※単身世帯の方は該当しません		5割	23,854円
33万円+(35万円×世帯の被保険者数)		2割	38,167円

【所得割の軽減について】

・被保険者個人の所得で計算します。所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、所得割が5割軽減になります。

【被用者保険の被扶養者だった方の軽減について】

・制度に加入したとき被用者保険※の被扶養者だった方については、所得割はかわらず、均等割が9割軽減（年額4700円）となります。

※協会けんぽなど、主にサラリーマンの方が加入している健康保険のこと

保険料の減免

災害・失業などによる所得の大幅な減少や、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料の支払いが困難な方については、保険料の減免が受けられる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

現在使用中の「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日までです。現在お持ちの方、過去にお持ちだった方は、更新手続きが不要です。新しい減額認定証を7月下旬に送付します。新規の申請は、随時受け付けます。

対象 世帯全員が住民税非課税の方